

困ったときはユニオンネット埼玉へ

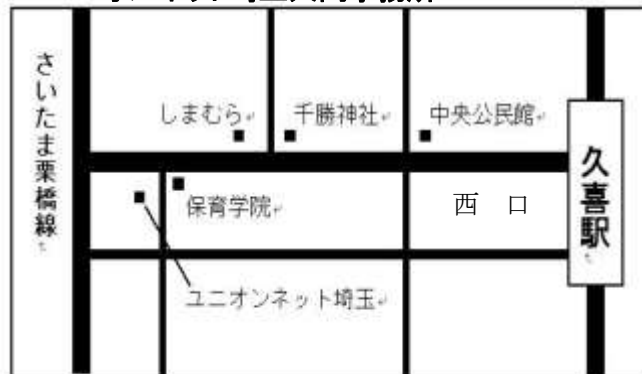
知っておきたい

労働条件の不利益変更！

①使用者が一方的に労働条件を切り下げることが出来ない。②就業規則の変更などによらずに、労働条件を切り下げる時は、労働者の同意が必要であり、同意のない一方的切り下げは無効です。③同意を迫られた場合、同意する義務はありません。④法令、労働協約、就業規則に反する同意は無効です。⑤同意の意思表示のさせ方、したときに問題があれば、無効や取り消しを主張できます。これだけを見れば、「不利益変更は難しい」ように見えますが、これだけのことをまず知らないと反論も出来ません。企業側は、巧みに、高圧的に労働者に迫って来ることもあります。私たちも普段から注意しましょう。

- ①管理職の言動など、同意させようとした時は記録する。
- ②即答せずに、持ち帰って、家族・ユニオンに相談する。
- ③就業規則・労働協約があるのか、あった場合にどんな内容になっているかを知っておくこと。

ユニオンネット埼玉共同事務所



相談無料・秘密厳守

困ったときは  
ユニオンネット埼玉へ

—1人でもOK「労働者の駆け込み寺」—

労働相談  
6月15日

午前10時～午後3時

困った時は、お互い様、お気軽にお電話ください！  
事務所に直接来てくださってもOKです。来る場合には、事前の電話をしてください。0480-31-6500 いない場合は080-5044-5801の携帯へ



UNION-NET 〒346-0005 久喜市本町 6-12-25

埼玉

委員長 渋谷 晃次

電話 0480-31-6500

出ないときは、080-5044-5801

メールアドレス: [info@union-net-saitama.org](mailto:info@union-net-saitama.org)

ホームページ: <http://union-net-saitama.org/>